

**いたばしアクティブプラン2025（素案）に対する
パブリックコメントの実施結果について**

1 募集期間 令和2年12月3日（木）～12月21日（月）【19日間】

2 件数 59件 11人（メール4人、FAX4人、Web提出3人）

No.	頁数	意見の概要	区の考え方
計画全体に関すること			
1	-	プランのメインタイトルに「男女平等」あるいは「ジェンダー平等」を入れるべき。	タイトルの副題に「男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画」と記載しました。
2	-	体系がわかりにくい。行動が何ページなのか記載してほしい。	ご意見を踏まえて、第3章「5 施策の体系」から各行動の内容について具体的な記載のあるページをご覧いただけるように、表中の行動の欄にページ番号を追記しました。
3	-	一般的には認知度が低いと思われる「カタカナ語」に注釈をつけるか、日本語と併記してほしい。	ご意見を踏まえて、注釈の追記及び日本語との併記を加えました。
第1章 計画の策定にあたって			
4	P2 P3	SDGsやD&Iという言葉の中で「男女平等参画社会の構築」が薄められていくのではないかと危惧する。	計画策定の趣旨と理念は、これまでの第一次から第五次にわたる「いたばしアクティブプラン」と同じく東京都板橋区男女平等参画基本条例の基本理念を堅持しており、引き続き男女平等参画社会の実現をめざしています。本計画では、社会環境の変化に的確に対応するために「SDGs」と「D&I」の視点を取り入れています。
5	P5	男女平等参画審議会を毎年開催して委員の意見を施策に反映することを求める。	審議会は、今後も引き続き計画策定時の開催を考えています。しかし、今後も、各年度の実施結果を区ホームページで公表し、審議会委員を含め広くご意見をいただき、施策に反映していく体制を整えていきます。
第2章 計画策定の背景と板橋区の現状・課題・答申			
6	P9	女子差別撤廃条約や選択議定書について記載すべき。	国内外の動向については、主に現行計画である「アクティブプラン2020」の策定時以降の流れについて掲載しています。ご意見のありました女子差別撤廃条約をはじめ、これまでの男女平等参画を取り巻く社会の動向を踏まえて計画を策定しています。
7	P10	これまでにあった女性の問題が、コロナ禍でより顕著になった現状について追記すべき。	1（1）世界の動きの項目に、国連が新型コロナウイルスの女性への影響について報告書を発出したことを記載しました。

No.	頁数	意見の概要	区の考え方
8	P11	国内の動きに、選択的夫婦別姓について記載すべき。	本件については、再び最高裁で審理される予定であり、また国民各層で様々な意見があることから、今回の記載は見送ることとします。令和2年12月に策定された国の第5次男女共同参画基本計画においては、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、更なる検討を進める」としていることから、今後の動向を注視していきます。
9	P15 P16 P18 P21	成果指標達成状況について、令和2年度末の達成度を、何の数値をもって判断するのか。	計画の策定には、表記のとおり、それぞれの指標の令和元年度実績から判断しました。ただし、目標値を達成できた「活動指標」の割合については、令和2年度実績見込みにより判断しています。
10	P18	めざす姿3について、「性差」と表現するより「性別」とするのが望ましい。	令和2年度末をもって終了する現行計画「アクティブプラン2020」における「めざす姿3」の名称であるため、そのまま記載します。
11	P19	ハラスメント等の根絶について、正しい性教育や性暴力の防止のための啓発事業が強化されることを望む。	ハラスメントの根絶や性暴力の防止に向けて、様々な事業を通して取り組んでいきます。
12	P20	区職員の男女平等参画推進について、具体的な課長以上の男女比と目標の達成度を公表すれば、区内の事業所に事例をみせることになると思う。	女性管理職割合を含め、女性の職業選択に資する情報は、区のホームページや、女性活躍推進法「見える化サイト」等で公表しています。
13	P21	男女平等推進センターの運営に関し、登録団体をはじめ、区民の意見を取り入れる仕組みを設けることを明記してほしい。	「施策20 区民との協働推進」に、男女平等推進センターの役割や機能について、区民の意見を取り入れながら検討を進めると記載しております。
14	P22	「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」の調査結果について、回収率の低さと無作為抽出の適否から、データ分析に信頼性があるのか疑問である。	調査票の回収率は一定数を確保しており、信頼性はあると考えています。また、調査では、年齢層毎に配布部数を調整しており、全年齢層からご回答をいただく取組をしています。今後も、調査を実施する際には、区民のご意見や事業所の実態について幅広く把握できるよう、調査対象や手法を検討していきます。
15	P24	「乖離」のルビ位置は初出部分に訂正すべき。	ご意見のとおり訂正しました。
16	P27	3 板橋区男女平等に関する意識・実態調査結果と課題（4）DVについて における主な課題の1点目の文章に、「幼少期からの年代に応じた教育をはじめ」と加えてほしい。	ご意見を踏まえて記載しました。
17	P27	3 板橋区男女平等に関する意識・実態調査結果と課題（4）DVについて における主な課題の中に、「学校におけるお互いの性を尊重する教育の充実」を加えてほしい。	主な課題には、現状や課題、調査結果等を踏まえた主な内容を記載しています。誌面の都合上記載できませんが、「学校におけるお互いの性を尊重する教育の充実」についても課題と認識しています。

No.	頁数	意見の概要	区の方考
第3章 基本的な考方			
18	P32 P34	多様性のバランスとは何なのか、説明が不明瞭である。	ご意見を踏まえて、文言を整理しました。板橋区がめざす男女平等参画社会の姿を3つの「めざす姿」として表現し、その均衡した姿を「いたばしグッドバランス」と定義しています。
19	P32 P34 P37	「社会的につくられた性差」について、「性差」という文言が適切ではない。「性別」または「性別による違い」とするのがよいと思う。	「性差」とは「性別による違い」のことであるため、表記の変更は控えます。
20	P35 P36	めざす姿1、2に「平等」が明記されるべき。	めざす姿1、2は「平等」を前提としているため記載は控えますが、計画全体を通してその視点は欠かせないものと認識しています。
21	P36	行動9として、「旧姓使用や併記の理念や手続きの積極的な発信」を追加すべき。	行動という施策の方向性ではなく、男女平等に関する1つの具体的な取組として、住民票等への旧氏記載の制度について、その理念や手続きに関する情報発信に努めていきます。
22	P36	行動12の名称を「ハラスメントや性暴力の防止と相談・救済」とすべき。（「と相談・救済」を追記）	「ハラスメントや性暴力の防止」という行動を推進する施策として、相談窓口を設置し、救済を行うとしているため、追記は控えます。
23	-	めざす姿4として基盤整備の充実を項目化し、施策に「計画の推進・進行管理体制の充実及びPDCA過程を通じての住民参加」を追加すべき。	板橋区がめざす男女平等参画社会の姿を、「めざす姿」に設定しています。計画の推進・進行管理体制の充実及びPDCA過程を通じての住民参加は、「めざす姿」ではなく、当然の取組として考えています。
第4章 行動と施策			
めざす姿1 誰もが参画・活躍できる「共生社会」			
24	P46	「働きたい人すべてが」という表現は適切ではない。「働くことを望む人すべてが」という表現が適当である。	ご意見を踏まえて記載しました。
25	P48	重点事業No.1 いたばしグッドバランス推進企業表彰について、表彰後も、良好な職場環境が継続しているか追跡調査が必要だと思ふ。その報告もしてほしい。	職場環境の確認について、今後どのように対応できるか検討していきます。
26	P50	重点事業No.8 仕事と子育ての両立支援について、例示されている具体的な実施事業名称の中に「育児参加」とあるが、表現として不適切であり、「育児の促進」とするべき。	人事課が策定する特定事業主行動計画に定める事業であり、名称は統一していますが、今後、適切な事業名称について、適宜見直していきます。
27	P57	「男女平等参画を親しみやすく」という表現に違和感がある。削除あるいは「男女平等参画を身近なこととして」としてはどうか。	ご意見を踏まえて記載しました。

No.	頁数	意見の概要	区の考え方
28	P59 P60	事業No.23、24に記載されている中学・高校生の体験事業について、啓発の効果は期待できない。日常的に「人はみな対等平等であること」を考える人権教育の機会を増やすべき。	様々な事業を通して、平等や人権尊重に関する啓発を進めていきます。
29	P61	5つ目のブロック全体に違和感があり、「また特に子育て中の女性に対して」という文章については別の表現を希望する。	ご意見を踏まえて文言を整理しました。
30	P63	子育てに対する支援には、保育の「質の充実」も含めるべき。	個別計画である「いたばし子ども未来応援宣言2025『子ども・子育て事業計画』編（第2期）」において、基本目標に「幼児期の教育・保育の量的拡大と質の改善」を掲げて子育て支援施策を展開しています。
31	P65	社会参画の促進に向けた支援として、公共施設の充実を望む。	公共施設については、いただいたご意見を参考としながら、老朽化している施設を中心に、そのあり方や施設の再配置にかかる検討の中で充実を図っていきます。
32	P67	固定的な性別役割分担意識に「賛成している人は多くありません」という表現は、「賛成している人は少数になっています」とするべき。	ご意見を踏まえて記載いたしました。
33	P71	「パパ月間」「イクメン講座」というネーミングに工夫を求める。このような表現の裏には、男性が主体的にかかわるといふより、補助的に参加するイメージがあり、子育ては女性が主体であるという概念をベースにしていると感じられる。	適切な事業名称について、適宜見直していきます。
34	P72	審議会委員の男女バランスの目標達成に向けてポジティブ・アクション（積極的改善措置）の導入への言及を求める。	「事業No.56 委員選定プロセスの改善」の実施を通じて対応していきます。
35	P74	女性職員の昇任意欲をあげるためにも政策企画部門や産業振興など広範囲に任用し、管理職として活躍できる場の機会を与えてほしい。	「事業No.58 女性職員の人事異動上の配慮」の実施を通じて対応していきます。
36	P75	施策14に「人権、ジェンダー平等に関する定期的な区長、管理職研修」を追加すべき。	区役所職員全体に対して人権やジェンダー平等に関する情報発信を行うとともに、管理職に対して定期的に研修を行っています。
めざす姿2 多様性を活かし合う豊かな「成長社会」			
37	P76	一人ひとりの違いに、「人種、出自」の追記を求める。多様性というとLGBTのみが取り上げられることを懸念する。	一人ひとりの違いについては多岐にわたるため、記載は一部に留めています。現行の記載をすることで、性的マイノリティのみが取り上げられることはないものと考えています。

No.	頁数	意見の概要	区の考え方
38	P78	事業No.61 ダイバーシティフェアについて、啓蒙活動のスケジュールと成果を出す方が大切である。	毎年度、実施内容の見直し・改善を行い、成果指標である「ダイバーシティ&インクルージョンという言葉の認知度の向上」の達成に向けて取り組んでいきます。
39	P79	事業No.66 障がい者の就労促進について、板橋法人会等と連携して進め、区職員の場合の事例を提供することが有効ではないか。	産業関連団体や関係機関と連携した取組について検討していきます。
40	P80	多言語の情報提供が紙ベースであるのを改善できないか。ホームページで情報を得ることもできるが、使いにくいいため、今のページが役立っているのかモニタリングの必要性がある。	区のホームページは多言語対応（3か国語）となっているところですが、タウンモニター制度を活用して意見を求めるなど、だれもが情報を収集しやすくなるよう努めていきます。
41	P81	性的マイノリティへの支援は、男女平等参画ではなく、人権尊重の理念の実現という枠組の中で行うべき。	人権尊重の理念のもとで性的マイノリティへの支援を行っていきます。
42	P83	「パートナーシップ制度」の具体的内容についての言及がない。また制度導入までのロードマップの提示を求める。	「パートナーシップ制度」について、注釈を追記しました。導入までのロードマップについては、年度別計画に記載しています。
43	P86	男女平等推進センターの機能の充実について、十分なスペースや設備を持ったセンターの設置と、区民のためのセンター運営を望む。	区民の皆さまのご意見を採り入れながら、引き続き、センターのあり方について検討していきます。
44	P88	相談業務の充実について、相談内容に的確に対応できる相談員が常時在席しているなど、相談しやすい環境の整備が重要である。	利用しやすい相談窓口をめざして、今後も相談体制の充実に努めていきます。
めざす姿3 暴力やハラスメントのない「安心・安全社会」			
45	P91	若年層への教育・啓発について幼少期から家庭の内外にわたり教育することが大事である。	幼少期からの教育・啓発については、効果的な内容・方法について検討していきます。
46	P96	支援体制の充実について、未成年や子どもであっても相談ができることを周知するための方策を整えてほしい。	子どもや若年層が相談につながりやすくするよう、効果的な周知方法を検討していきます。
47	P99	区内企業等へのハラスメント防止に関する取組について、情報提供や啓発活動にとどまっているのであれば改善しない。裁判例などを参考にした企業に対する研修の必要性を感じる。	産業関連団体や関係機関と連携し、研修等を含めたハラスメントの防止について検討していきます。
48	P102	事業No.113 若年層に対する正しい性教育では、妊娠や避妊について、男女ともに小学校の高学年から、教科の中できちんと科学的に教えるべきである。	学校においては、学習指導要領に基づいて、性教育を行っています。そのほか、親子で一緒に学ぶ性の講座の実施などを通じて、性に対する正しい理解を促進していきます。

No.	頁数	意見の概要	区の考え方
49	P103	事業No.116 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点に立った啓発の推進について、若年からの教育と、日本の伝統文化等の古い考え方からの脱却が必要である。	ご意見を踏まえて、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点に立った啓発を推進していきます。
その他			
50	-	年代表記は西暦とし、カッコ内に元号を記載すべき。	区における計画書の本文部分については、和暦に西暦を併記することを基本として統一を図っています。その他の書類、印刷物等についてはわかりやすい表記に努めています。
51	-	素案への意見表明が、短期間のうちに、ネットあるいは閲覧による素案の検討を前提に求められていることが不可解。区民が実質的に素案の検討や意見表明を行える方法が取られることを望む。	素案については、区政情報課・区立各図書館・男女平等推進センターへの配架とともに、ホームページに公開しています。また、ご意見の提出方法はメールやホームページ上での入力、FAXなど複数の手段を講じています。できるだけ長期間の意見の募集期間を設けるとともに、周知方法を工夫するなど、広く区民の皆さまのご意見がいただけるよう努めています。
52	-	「男女平等参画基本条例」のパンフレットを、常に区民の手に渡るよう準備すべき。	平成20（2008）年に作成した既存のパンフレットは配布を終了しておりますが、区ホームページやSNS等を利用した男女平等参画基本条例理念の普及・啓発方法を検討していきます。なお、必要に応じて、対応可能な範囲内で紙媒体での配布も行います。
53	-	女性非正規雇用労働者の問題を取り上げるべき。	ご意見として承りました。
54	-	健康的に生きる権利はなによりも大事であり、それができないときは公的に助けを求める権利があることを啓発において重視してほしい。	
55	-	板橋区は「男女平等参画基本条例」のほかに「人権条例」を制定し、担当部署の設置を望む。	
56	-	新型コロナウイルス蔓延の対策を、板橋区計画にも掲載してほしい。	
57	-	官製の非正規職員の比率を下げる努力をすべき。	
58	-	女子差別撤廃条約の「選択議定書」の批准を板橋区からも求めてほしい。	
59	-	「選択的夫婦別姓」を認める民法の改正を政府に求めてほしい。	